

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
----	-----

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出（ 〃 ）1
- 道路の区域変更（3件）（道 路 課）1
- 高知県公安委員会告示
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づき委嘱した猟銃安全指導委員の辞職の承認2

告 示

高知県告示第583号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和8年10月6日

高知県知事 濱田 省司			
医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	
訪問看護ステーション緑	香南市野市町東野202番地1	令5・7・1	
訪問看護ステーションのぞみ	四万十市坂本988番地1	令8・8・20	
本山町訪問看護ステーション	長岡郡本山町本山620番地	〃 〃 〃	

「さくら」

高知県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年10月6日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日

夜 須 診 療 所 香南市夜須町手結298－30 令8・7・31

高知県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和8年10月6日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休 止 年 月 日

中山整形外科 須崎市妙見町9－10 令8・7・24

高知県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 道路の種類 国道
 - 2 路 線 名 194号
 - 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
吾川郡いの町楠瀬字岩元840番7から吾川郡いの町楠瀬字岩元1262番1まで	前	10.0 〃 24.0	88
	後	20.6 〃 30.6	88

高知県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路 線 名 安田東洋
 - 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
安芸郡安田町間下字カタヂ633番1から安芸郡安田町内京坊字イモノサコ19番1まで	前	5.6 〃 20.8	94
	後	21.5 〃 34.9	94

高知県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路 線 名 昭和中村
 - 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
四万十市古尾字古尾サキ1455番3から四万十市古尾字ヤクワクチ1464番4まで	前	6.4 〃 11.6	160
	後	6.7 〃 39.5	160

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第27号

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第5条第4項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき委嘱した次の猟銃安全指導委員の辞職を承認する。

令和8年10月6日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

氏名	活動区域
松岡 功次	土佐地区（高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）別表に規定する高知県土佐警察署の管轄区域をいう。）